第4章 1号市街地、整備促進地区及び 2号地区の指定と支援の考え方

第4章 1号市街地、整備促進地区及び 2号地区の指定と支援の考え方

4-1 地区指定の考え方

人口減少等に適応する持続可能な都市づくりを推進するためには、官民の限られた経営資源の 「選択と集中」の観点から、これまで以上に戦略的に再開発を誘導していく必要があります。

このため、第3章で示した再開発の基本目標を踏まえるとともに、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりを目指す2次立地適正化計画で定める区域との整合を重視して本方針で 定める地区を指定します。

各地区の位置づけに留意しながら、1号市街地、整備促進地区及び2号地区の順序で指定の考え方を示します。

再開発の基本目標

- 1. 世界を引き付け魅力と活力みなぎる都心の創造
- 2. 魅力的で個性にあふれ生活を豊かにする地域交流拠点の形成
- 3. 市民生活の基盤となる持続可能な市街地の形成
- 4. コンパクト・プラス・ネットワークを支える空間づくり

2次立地適正化計画で定める区域との整合を重視

1号市街地

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、計画的な再開発が必要な市街地

整備促進地区

1号市街地のうち、重点的に再開発の誘導を図るべき地区

1号市街地のうち(※札幌市では整備促進地区のうち)、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区

図 4-1 地区の指定フロー

4-2 「1号市街地」の指定

3次マスタープランにおける「複合型高度利用市街地」は、特に人口密度が高く、集合型の居住機能と多様な生活利便機能が集積した、生活利便性の高い区域です。この区域の人口が減少すれば、現在の都市機能が低下し、後背の住宅地の利便性も低下させることが懸念されます。このため、2次立地適正化計画では、複合型高度利用市街地の区域を基本として「集合型居住誘導区域」を設定し、土地の高度利用を主として集合型の居住機能を集積することで、人口密度の維持・増加を目指しています。

本方針では、集合型居住誘導区域に合わせて「1号市街地」を指定し、上位計画の機能集積の 考え方を踏まえた計画的な再開発を促進することで、市民生活の基盤となる持続可能な市街地の 形成を目指します。

なお、2次立地適正化計画において集合型居住誘導区域に含めないこととしている土砂災害特別警戒区域⁵⁷等は1号市街地にも含めないこととします。

<1号市街地の指定の考え方>

●2次立地適正化計画における集合型居住誘導区域

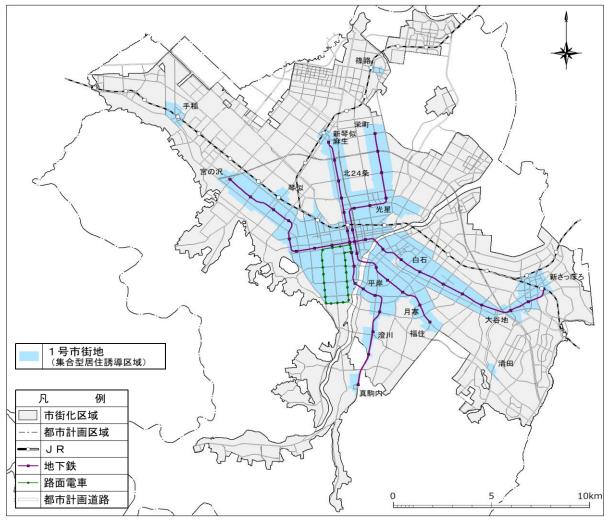


図 4-2 1号市街地の範囲

⁵⁷ **土砂災害特別警戒区域**: 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域で、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき定められる。当区域では、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

はじめに

第2章 取再

4-3 「整備促進地区」の指定

1号市街地のうち、再開発による整備効果が高く、後背圏への波及効果が期待できる「都心」、「都心周辺」、「地域交流拠点」及び「地下鉄駅周辺」について、重点的に再開発の誘導を図るべき「整備促進地区」に指定します。

これらのうち、2次立地適正化計画における「都市機能誘導区域」である都心、都心周辺及び 地域交流拠点では、誘導施設⁵⁸をはじめとする多様な都市機能を集積することで、市民の利便性 や都市の魅力を高めることを目指しています。2次立地適正化計画との整合のもと、再開発を通 じて都市機能の誘導を図るため、整備促進地区としての都心、都心周辺及び地域交流拠点の範囲 は都市機能誘導区域に合わせて定めます。

また、地下鉄駅周辺の範囲は、駅周辺の利便性や歩行環境の向上を促進する観点から定めます。

<整備促進地区の指定の考え方>

- ●都心、都心周辺及び地域交流拠点(2次立地適正化計画における都市機能誘導区域)
- ●地下鉄駅周辺(地下鉄駅との接続や駅との近接性を踏まえて画定)

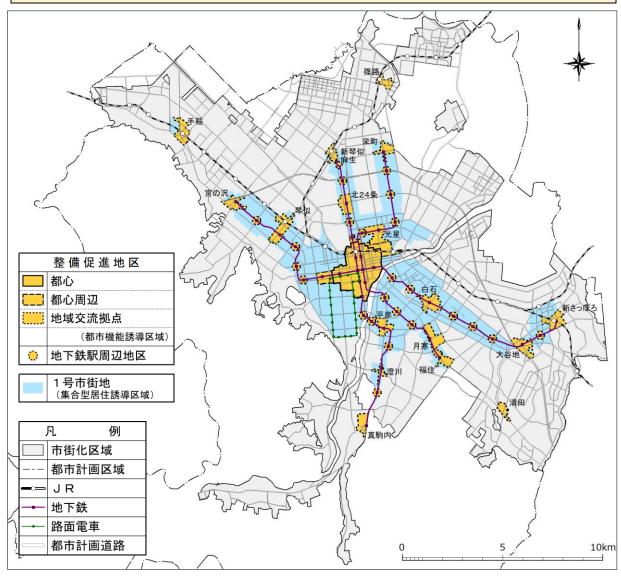


図 4-3 整備推進地区の範囲

⁵⁸ **誘導施設:**都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設

4-4 「2号地区」の指定

官民の限られた経営資源の「選択と集中」の観点から、1号市街地の範囲内(※札幌市では整備促進地区の範囲内)において、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき「2号地区」を定めます。2号地区には、「都心」と「地域交流拠点」を指定します。

(1) 2号地区「都心」の指定

都心全体のまちづくりを先導する札幌駅交流拠点と大通・創世交流拠点における市街地再開発 事業をはじめ、建て替え更新時期を迎えた都心の再開発を促進し、世界を引き付け魅力と活力み なぎる都心の創造を目指し、「都心」を「2号地区」に指定します。

地区の範囲は、再開発を通じて、札幌の国際競争力の向上及び都心において特に先進的な取組 が求められる脱炭素化・強靱化を促進する観点から定めます。

また、中島公園駅周辺は、2次戦略ビジョンにおいて高次機能交流拠点に位置づけられるとともに、「第3次都心まちづくり計画⁵⁹」において展開拠点⁶⁰に位置づけられる都心内の重要な地域です。MICEの開催を支える機能の誘導や地域資源との調和など、計画的な再開発の誘導が求められるため、中島公園駅周辺も2号地区の範囲に含めます。

59 第3次都心まちづくり計画:都心のまちづくりの長期的な目標、方針、まちづくりの各主体が協働して取り組むための仕組み等を示した計画

⁶⁰ 展開拠点:第3次都心まちづくり計画における、地域特性を生かしたまちづくりを重点的・戦略的に展開するために設定し、骨格軸と連動しながら新たな活動・交流を育む拠点のこと。「大通公園西展開拠点」と「中島公園駅周辺展開拠点」の2つが位置づけられている。

- < 2号地区(都心)の指定の考え方>
- ●都市再生緊急整備地域⁶¹と脱炭素化推進エリア⁶²の範囲を勘案して画定
- ●中島公園駅周辺(駅からの近接性と土地利用の連続性を勘案して画定)

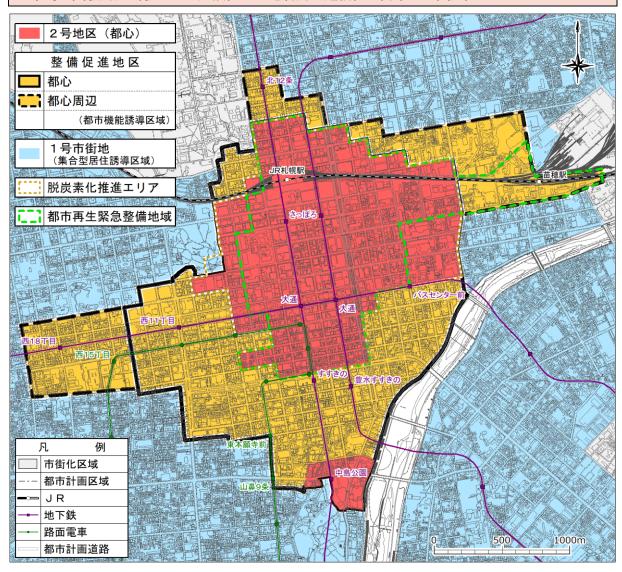


図 4-4 2号地区「都心」の範囲

⁶¹ **都市再生緊急整備地域**:都市再生特別措置法により定められる、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域

⁶² **脱炭素化推進エリア**:「第3次都心まちづくり計画」における、建物の更新や面的開発の機会を捉え、最適な手法の組み合わせにより脱炭素化を推進するエリア

(2) 2号地区「地域交流拠点」の指定

人口減少等に適応する持続可能な都市づくりのためには、後背圏を含む地域の豊かな生活を支える地域交流拠点の役割はより一層重要となります。

地域交流拠点が将来にわたって生活利便性が高く、人々の交流が生まれる魅力的な都市空間であり続け、その魅力を更に高めるためには、建築物の建て替え更新の機会を的確に捉えて生活利便機能等を集積するとともに、地域に求められる公共貢献を適切に誘導する必要があります。

このため、拠点ごとの特性を生かした多様な機能集積や交通結節機能の強化など、計画的な再開発の促進を通じて、魅力的で個性にあふれ生活を豊かにする拠点の形成を目指し、「地域交流拠点」を「2号地区」に指定します。

地区の範囲は、再開発を通じて、多様な都市機能の集積をはじめとする土地の高度利用及び交通結節機能の強化を促進する観点から定めます。

- <2号地区(地域交流拠点)の指定の考え方>
- ●用途地域・高度地区⁶³の指定状況、地下鉄駅等からの近接性、まちづくり計画策定エリアなどを勘案して地区ごとに画定

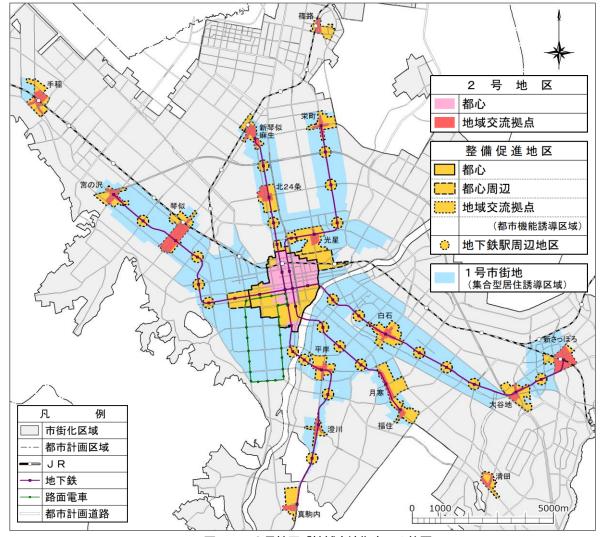


図 4-5 2号地区「地域交流拠点」の範囲

⁶³ 高度地区:市街地の環境を維持し、又は、土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定めるもの

4-5 地区指定の一覧

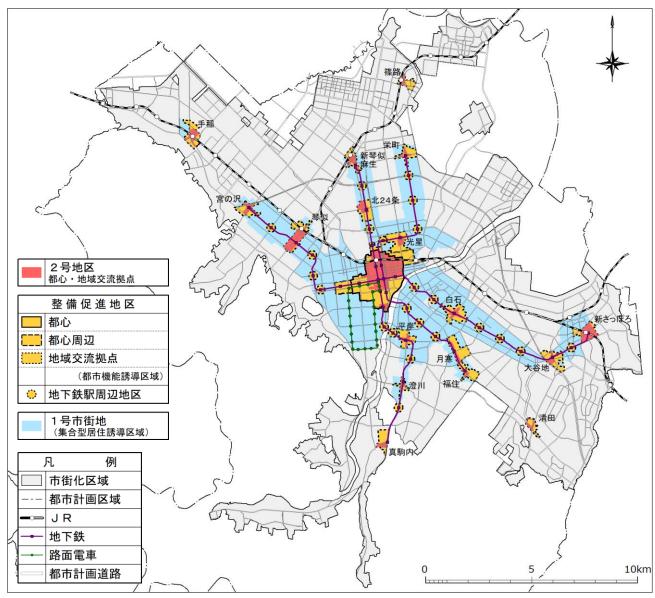


図 4-6 地区指定の全体像

表 4-1 地区指定の一覧

	地区	地区の位置づけ	概要
ī	1号 市街地	土地の合理的かつ健全な 高度利用と都市機能の更 新を図るため、計画的な 再開発が必要な市街地	■2次立地適正化計画における集合型居住誘導区域 : 約5,888ha
	整促地区	1号市街地のうち、重点 的に再開発の誘導を図る べき地区	 ■ 2次立地適正化計画における都市機能誘導区域 ●都心:約455ha ●都心周辺:約121ha ●地域交流拠点:約875ha 新さっぽろ、宮の沢、麻生・新琴似、真駒内、栄町、福住、大谷地、白石、琴似、北24条、平岸、澄川、光星、月寒、手稲、篠路、清田 ■地下鉄駅周辺:約182ha ●南北線:北34条、北18条、幌平橋、中の島、南平岸、自衛隊前(麻生、北24条、北12条、すすきの、中島公園、平岸、澄川、真駒内) ●東西線:発寒南、二十四軒、西28丁目、円山公園、菊水、東札幌、南郷7丁目、南郷13丁目、南郷18丁目、ひばりが丘(宮の沢、琴似、西18丁目、西11丁目、バスセンター前、白石、大谷地、新さっぽろ) ●東豊線:新道東、元町、環状通東、北13条東、学園前、豊平公園、美園(栄町、東区役所前、豊水すすきの、月寒中央、福住)
	2号 地区	1号市街地のうち(※札幌市では整備促進地区のうち)、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区	■都心:約254ha■地域交流拠点:約324ha新さっぽろ、宮の沢、麻生・新琴似、真駒内、栄町、福住、大谷地、白石、琴似、北24条、平岸、澄川、光星、月寒、手稲、篠路、清田

- 注1)整備促進地区の「概要」欄について、都心、都心周辺及び地域交流拠点の範囲に含まれる 地下鉄駅周辺は()書きで記載しています。
- 注2) 地下鉄さっぽろ駅・大通駅は「都心」として位置づけています。

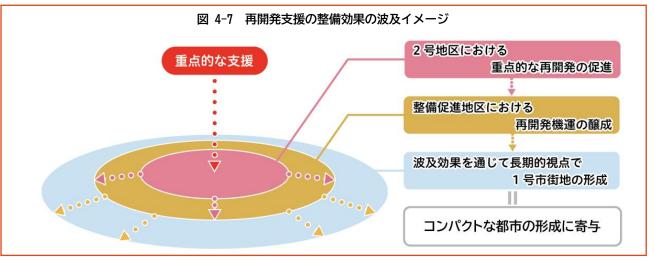
4-6 地区ごとの支援の考え方

ここでは、市民・企業・行政が連携して再開発を推進するため、本方針で指定する地区に応じた、札幌市の支援の基本的な考え方を表 4-2 のとおり示します。

限られた経営資源の「選択と集中」の観点から、再開発の整備効果や波及効果が最も高い2号地区における取組に対して重点的に支援を行います。2号地区において重点的に再開発を促進することで、近接する整備促進地区における再開発の機運を高め、その波及効果を通じて、その後背圏に位置する1号市街地の形成を図ることを目指します。

表 4-2 地区ごとの支援の基本的な考え方

	地区	札幌市の支援の基本的な考え方
	1号 市街地	 <位置づけ> ●土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため計画的な再開発が必要な市街地 <支援の考え方> ●札幌市のまちづくりに関する情報提供 ●地域主催の勉強会の開催など再開発の初動期活動に対する支援 ●敷地整序型土地区画整理事業等の柔らかい区画整理の活用に対する技術的支援
	整備促進地区	 <位置づけ> 1号市街地のうち、重点的に再開発の誘導を図るべき地区 <支援の考え方> 札幌市のまちづくりに貢献すると認められる場合には、地域特性に応じて緩和型土地利用計画制度等を運用 札幌市のまちづくりに特に貢献すると認められる場合には、優良建築物等整備事業に対する支援
	2号 地区	 <位置づけ> 1号市街地のうち(※札幌市では整備促進地区のうち)、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区 <支援の考え方> 札幌市のまちづくりに特に貢献すると認められる場合には、基本計画等の策定に関する支援など、再開発の具体化に向けて支援 札幌市のまちづくりに特に貢献すると認められる場合には、市街地再開発事業に対する支援



第5章 地区ごとの整備方針

第5章 地区ごとの整備方針

ここでは、都市再開発法第2条の3に基づき、1号市街地の「再開発の目標並びに合理的かつ 健全な土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針」及び2号地区の「整備又は開発の計画 の概要」を地区ごとの整備方針として定めます。

再開発の基本目標、再開発に求められる主な公共貢献、関連するまちづくり計画などの内容を 踏まえて整備方針を定め、地区特性に応じた計画的な再開発を促進します。

5-1 1号市街地の整備方針

「再開発の目標並びに

合理的かつ健全な土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針」

再開発の目標	●世界を引き付け魅力と活力みなぎる都心の創造●魅力的で個性にあふれ生活を豊かにする地域交流拠点の形成●市民生活を支える持続可能な市街地の形成●コンパクト・プラス・ネットワークを支える空間づくり							
土地の合理的か	適切な用途及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項	●集合型の居住機能と居住者の生活を支える多様な都市機能が複合した比較的高密度で質の高い市街地の形成を目指す。●都心、都心周辺、地域交流拠点及び地下鉄駅周辺においては、地域特性に応じた都市空間の形成を目指す。						
の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	主要な都市施設の整備に関する事項	●地下鉄駅のバリアフリー化の推進をはじめとする都市施設 の機能向上や乗継施設、公園、広場、道路などの機能更新を 図る。						
	都市の環境、景観等の維持 及び改善に関する事項 その他	 ●建築物の不燃化・耐震化や防災性の向上に資する空間・機能の整備を図る。 ●みどりが感じられ、居心地が良く歩きたくなる空間の形成を図る。 ●バリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの導入により、誰もが快適に過ごすことのできる空間の形成を図る。 ●環境配慮の取組の推進を図る。 ●地域特性に応じた調和の取れた景観形成を図る。大規模な再開発が展開する地区などでは、特に良好な景観形成に配慮する。 ●再開発と連携したエリアマネジメントの推進を図る。 						

<整備促進地区について>

整備促進地区に位置づけた「都心」、「都心周辺」、「地域交流拠点」及び「地下鉄駅周辺」について、2号地区において定める「整備又は開発の計画の概要」の項目を参考に整備方針を定めます。

なお、都心及び地域交流拠点の整備方針は、それぞれ2号地区として定める内容に準じることとします。

都心周辺地区:121ha						
再開発整備などの 主たる目標	●アクセス性の高い場所への立地が望ましい、市民生活を支える多様な 都市機能の集積により、都心との近接性や公共交通の利便性の高さを 生かした都市空間の形成を目指す。					
用途、密度に関する基本方針、その他の土地 利用計画の概要	●アクセス性の高い場所への立地が望ましい、市民生活を支える多様な都市機能の集積を図る。●地下鉄駅につながるバリアフリー動線の強化による駅周辺の利便性と歩行環境の向上や、公共交通の利用環境向上に資する空間の整備などを通じて、交通結節機能の強化を図る。					
建築物の更新の方針	 ●商業・医療・福祉・子育て支援など多様な都市機能の集積を促進する。 ●地下鉄駅との接続と駅のバリアフリー化に資するエレベーター等の整備、公共交通の利用環境向上に資する待合空間の整備、需要に応じた駐輪施設の整備、冬季の乗継環境を向上するロードヒーティングの整備など、交通結節機能の強化を促進する。 ●みどり豊かなオープンスペースや建築物の省エネルギー化など、環境に配慮した取組を促進する。 ●建築物の不燃化・耐震化や防災性の向上に資する空間・機能の整備を促進する。 					
都市施設及び地区施設 の整備の方針(その他、 地区が目指す基盤整 備)	●地域特性に応じて、地下鉄駅のバリアフリー化に資するエレベーター や公共交通の利用環境向上に資する待合空間などの整備を促進する。					

地下鉄駅周辺地区:約182ha							
再開発整備などの 主たる目標	●建築物の建て替え更新機会を捉えて計画的な再開発を促進し、駅周辺の利便性や歩行環境の向上を図り、歩いて暮らせるまちづくりの実現を目指す。						
用途、密度に関する基 本方針、その他の土地 利用計画の概要	●駅周辺への生活利便機能の集積と集合型の居住機能を誘導することで、比較的高密度で質の高い複合型の市街地の形成を図る。●地下鉄駅につながるバリアフリー動線の強化による駅周辺の利便性と歩行環境の向上や、公共交通の利用環境向上に資する空間の整備などを通じて、交通結節機能の強化を図る。						
建築物の更新の方針	 ●地下鉄駅との接続に合わせて生活利便機能の導入を促進する。 ●地下鉄駅との接続と駅のバリアフリー化に資するエレベーター等の整備、公共交通の利用環境向上に資する待合空間の整備や乗継施設の機能更新、需要に応じた駐輪施設の整備、冬季の乗継環境を向上するロードヒーティングの整備など、交通結節機能の強化を促進する。 ●みどり豊かなオープンスペースや建築物の省エネルギー化など、環境に配慮した取組を促進する。 ●建築物の不燃化・耐震化や防災性の向上に資する空間・機能の整備を促進する。 						
都市施設及び地区施設 の整備の方針(その他、 地区が目指す基盤整 備)	●地域特性に応じて、地下鉄駅のバリアフリー化に資するエレベーター や公共交通の利用環境向上に資する待合空間などの整備を促進する。						

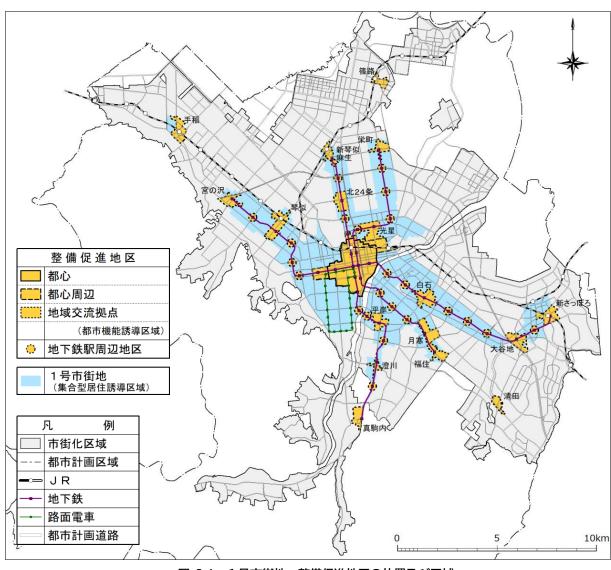


図 5-1 1号市街地・整備促進地区の位置及び区域

5-2 2号地区の整備方針

「整備又は開発の計画の概要」

都心地区	約254ha
------	--------

再開発整備などの 主たる目標

●環境性と強靱性を備えた高次で多様な都市機能が集積し、魅力的でうる おいある歩きたくなる空間が形成された、札幌・北海道の顔となる、世界 を引き付け魅力と活力みなぎる都心の創造を目指す。

用途、密度に関する 基本方針、その他の 土地利用計画の概要

●国内外からひと・もの・ことを呼び込み、イノベーションの創出やGX 推進に資する高次で多様な都市機能の集積により、都市ブランド力と国 際競争力の向上を図る。

●アジア・世界に誇れる先進的なビジネス環境と北海道観光の玄関口にふ

- さわしい受入環境を整備し、札幌はもとより北海道の経済をけん引する 国際的な活動拠点の形成を図る。 ●札幌らしさが際立つ魅力的な景観の形成やみどりの創出、歴史・観光資 源をはじめとする地域資源を生かした空間づくりにより、居心地が良く
- ●人々の乗継や荷さばきなどの都市活動を支える交通機能や四季を通じ て快適に移動できる環境などを整備し、都心のまちづくりを支える機能 的な交通環境の構築を図る。

歩きたくなる都市空間の形成を図る。

- ●気候風土に即した先進的な脱炭素化と強靱化の取組により、持続可能で 魅力ある都心の形成を図る。
- 応じた都市機能の集積を促進する。
 - ⇒札幌駅交流拠点及び大通・創世交流拠点では、国際競争力のけん引や 都市文化の創造に資する高次な都市機能の集積を促進する。
 - ⇒都心機能強化先導エリアでは、国際競争力をけん引していく業務機能等 を国際水準に高め、高次な都市機能の集積を促進する。
 - ⇒創成川以東の地区では、職・住・遊の複合市街地を形成するため、業務、 医療・福祉、スポーツなどの都市機能の集積を促進する。
 - ⇒中島公園駅周辺展開拠点では、地域に培われた特徴的な地域資源の魅 力向上や MICE の開催を支える都市機能の集積を促進する。
- ●バリアフリー化とユニバーサルデザインの導入を促進する。
- ●建築物の省エネルギー化、エネルギーネットワークの有効活用、再生可 能エネルギーや水素エネルギーの導入など、脱炭素化の取組を促進す
- ●帰宅困難者対策に資する一時滞在施設、エネルギー供給機能、自立分散 型電源の整備、グリーンインフラと雨水貯留施設の整備、建築物の不燃 化・耐震化など、都心の強靱化の取組を促進する。
- ●共同荷さばき空間や駐輪施設などの交通施設の整備、公共交通の利用環 境向上に資する待合空間の整備や乗継施設の機能更新、地上・地下の重 層的な歩行者ネットワークの形成など、交通環境の整備を促進する。

- ●多くの人を引き付ける集客交流機能、高機能オフィスなどの業務機能、 ハイグレードホテルをはじめとする国際水準の宿泊機能の整備など、高 次で多様な都市機能の集積を促進する。また、次のとおり、地区特性に

建築物の更新の方針	 ●にぎわい創出や回遊性向上に資する積雪寒冷地にふさわしい歩行空間とオープンスペースの整備、札幌を特徴づける景観の形成、地域資源と調和し魅力を引き出す空間の整備など、居心地が良く歩きたくなる空間の形成を促進する。 ●質の高いみどりと憩いの空間や都市公園等と一体となったみどりの空間などの都心のみどりづくりと道産木材を活用した木のぬくもりを感じられる空間づくりを促進する。
都市施設及び地区施 設の整備の方針(そ の他、地区が目指す 基盤整備)	●地上・地下の重層的な歩行者ネットワークや空中歩廊の整備を促進する。●乗継施設、公園、広場、空地、道路などの整備を促進する。●共同荷さばき空間や駐輪施設などの交通施設の整備を促進する。
その他再開発の促進 のために特記すべき 事項	 ●再開発と連携したエリアマネジメントを推進する。 ●当該地区に関するまちづくり計画、エリアごとのガイドライン、都市計画や部門別計画等に沿って取組を推進し、総合性・一体性のある都市空間の形成を図る。 <当該地区における主な都市計画等> ●第一種市街地再開発事業(北5西1・西2地区、北4西3地区、大通西4南地区) ●地区計画(都心創成川東部地区、大通交流拠点地区、札幌駅前通北街区等) ●都市再生緊急整備地域(札幌都心地域) ●特定都市再生緊急整備地域(札幌都心地域) ●景観計画重点区域(大通地区、札幌駅南口地区、札幌駅北口地区、札幌駅前通北街区地区)

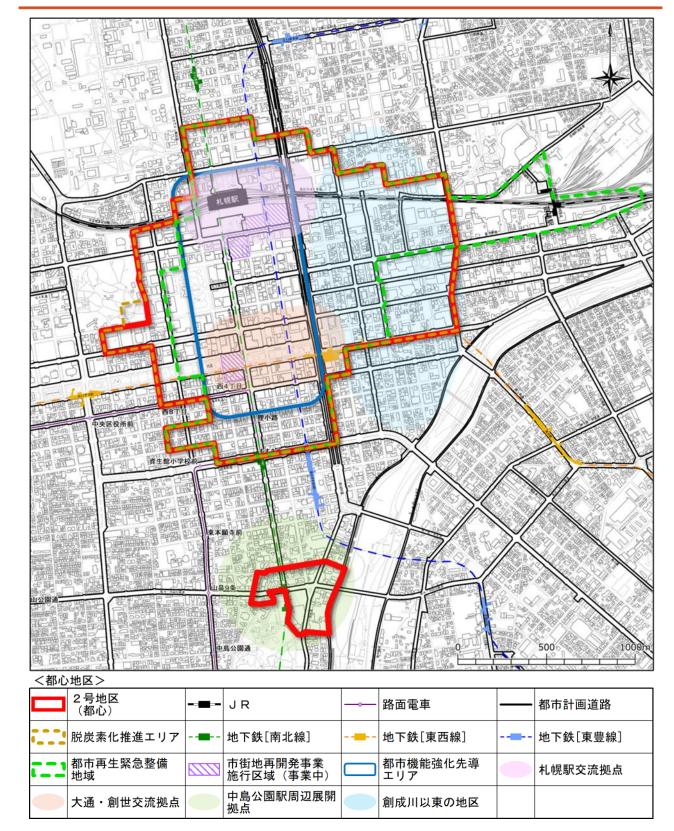
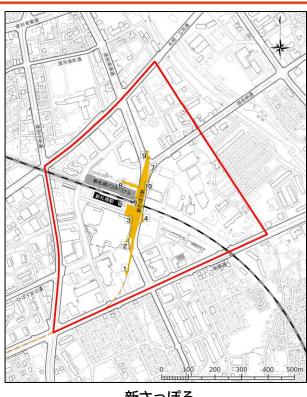


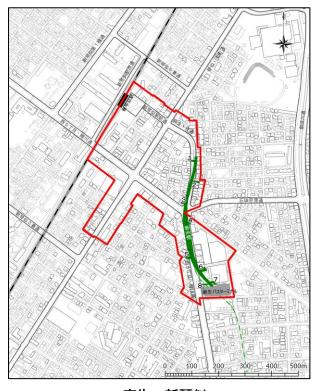
図 5-2 都心地区の区域

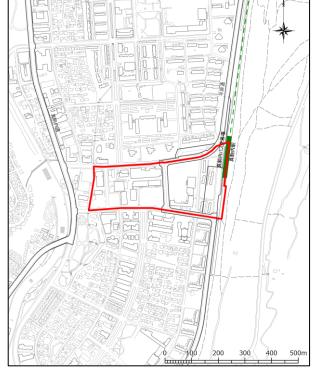
地域交流拠点地区 約324ha						
再開発整備などの 主たる目標	●地域特性を生かした多様な都市機能が集積し、快適な交流・滞留空間や歩きたくなる空間が形成された、魅力的で個性にあふれ生活を豊かにする地域交流拠点の形成を目指す。					
用途、密度に関する基 本方針、その他の土地 利用計画の概要	 ●日常的な生活利便機能や多様な都市機能の集積により、後背圏を含む地域を支える生活利便性の高い都市空間の形成を図る。 ●拠点ごとの特性を生かした居心地が良く歩きたくなる空間づくりや関連する高次機能交流拠点との連携を深める取組により、魅力的で個性あふれる都市空間の形成を図る。 ●地下鉄駅等につながるバリアフリー動線の強化による駅周辺の利便性と歩行環境の向上や、公共交通の利用環境向上に資する空間の整備などを通じて、交通結節機能の強化を図る。 ●建築物の省エネルギー化や災害リスクに応じた空間・機能の整備により、拠点ごとの状況に応じた脱炭素化と強靭化の取組の推進を図る。 					
建築物の更新の方針	 ●日常的な生活利便機能や商業・業務・医療・福祉・子育で支援など多様な都市機能の集積を促進する。 ●地域特性に応じた魅力向上や高次機能交流拠点との連携に資する機能集積や空間の整備を促進する。 ●拠点ごとの特性や成り立ちを考慮した空間の整備、良好な景観形成や街並みの創出に資するみどり豊かなオープンスペースの整備など、居心地が良く歩きたくなる都市空間の形成を促進する。 ●地下鉄駅との接続と駅のバリアフリー化に資するエレベーター等の整備、公共交通の利用環境向上に資する待合空間の整備や乗継施設の機能更新、需要に応じた駐輪施設の整備、冬季の乗継環境を向上するロードヒーティングの整備など、交通結節機能の強化を促進する。 ●建築物の省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入など、環境性能に優れた建築物の整備を促進する。 ●一時滞在施設、グリーンインフラ、雨水貯留施設などの整備や建築物の不燃化・耐震化など、拠点の強靭化の取組を促進する。 					
都市施設及び地区施設 の整備の方針(その他、 地区が目指す基盤整 備)	●地下鉄駅のバリアフリー化に資するエレベーターなどの整備を促進する。●乗継施設、公園、広場、空地、道路などの整備を促進する。●駐輪施設などの交通施設の整備を促進する。					
その他再開発の促進の ために特記すべき事項	●再開発と連携したエリアマネジメントを推進する。●当該地区に係るまちづくり計画、都市計画、部門別計画等に沿って取組を推進し、地区ごとに総合性・一体性のある都市空間の形成を図る。					



新さっぽろ

宮の沢





麻生・新琴似

真駒内

<地域	域交流拠点地区 >				
	2号地区 (地域交流拠点)	 JR	 地下鉄[南北線]	1	地下鉄出入口
	都市計画道路	バスターミナル バス発着場	 地下鉄[東西線]		
		 路面電車	 地下鉄[東豊線]		

図 5-3 地域交流拠点地区の区域(1/5)

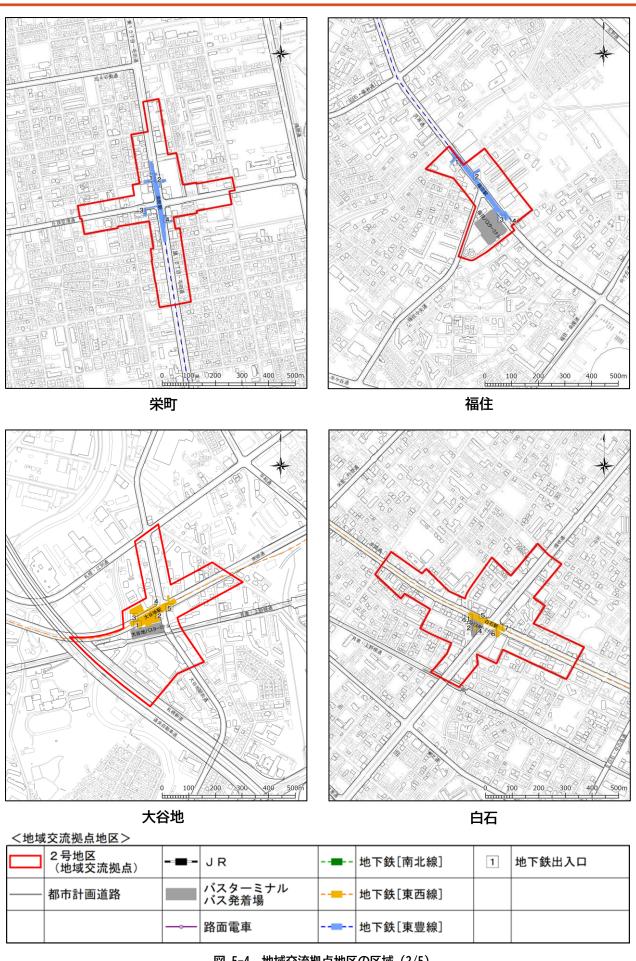
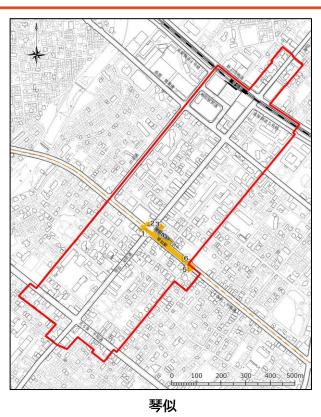
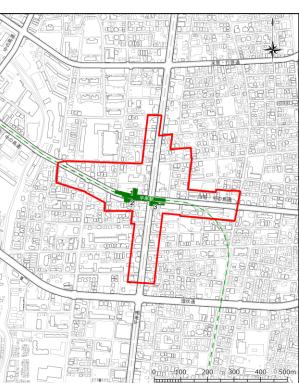


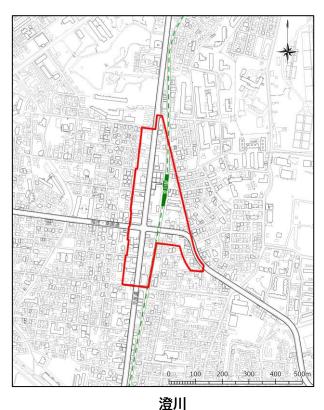
図 5-4 地域交流拠点地区の区域(2/5)







平岸

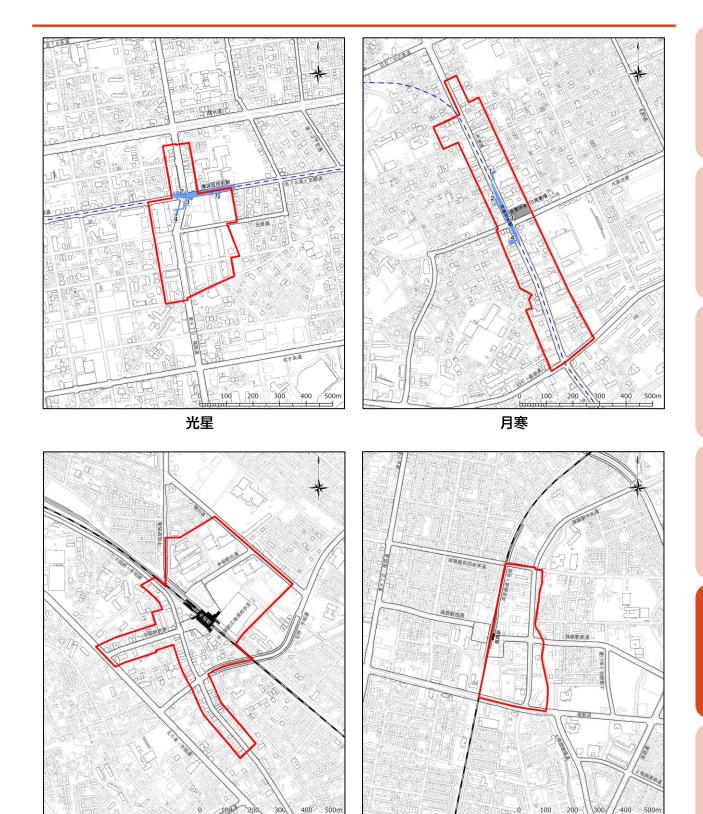


北24条

<地域交流拠点地区>

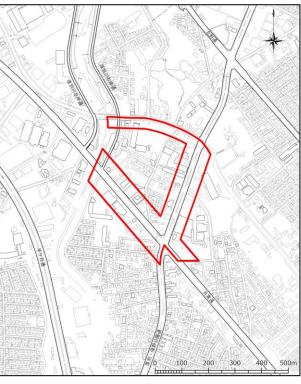
2号地区 (地域交流拠点)	 JR	 地下鉄[南北線]	1	地下鉄出入口
- 都市計画道路	バスターミナル バス発着場	 地下鉄[東西線]		
	 路面電車	 地下鉄[東豊線]		

図 5-5 地域交流拠点地区の区域 (3/5)



<u></u>	3.父流拠点地区 <i>></i>				
	2号地区 (地域交流拠点)	 JR	 地下鉄[南北線]	1	地下鉄出入口
	都市計画道路	バスターミナル バス発着場	 地下鉄[東西線]		
		 路面電車	 地下鉄[東豊線]		

図 5-6 地域交流拠点地区の区域(4/5)



清田

<地域交流拠点地区>

	2号地区 (地域交流拠点)		JR	 地下鉄[南北線]	1	地下鉄出入口
_	都市計画道路		バスターミナル バス発着場	 地下鉄[東西線]		
		-	路面電車	 地下鉄[東豊線]		

図 5-7 地域交流拠点地区の区域(5/5)